

(本省、直轄、独法)

国会公第187号
平成26年2月6日

各発注機関の長あて

国土交通事務次官

平成25年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

先般、閣議決定された「好循環実現のための経済対策」に基づく平成25年度補正予算が2月6日に成立し、所要の予算が追加されたところである。

平成25年度国土交通省所管事業の執行については、既に平成25年5月17日付け国会公第6号により種々御配慮をお願いしているところであるが、補正予算により追加された公共事業（施設費を含む。以下「公共事業」という。）を含めた今後の所管事業の執行に当たっては、前記通達によるほか、下記の事項に十分留意の上、引き続き適正な事業の実施を図られたく、命により通達する。

(本省内部部局、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、観光庁、気象庁、運輸安全委員会、海上保安庁)

なお、これに伴い、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意されたい。

記

1. 平成25年度補正予算による追加事業については、「好循環実現のための経済対策」に本経済対策の速やかな実行と併せて、公共事業の円滑な施工確保が求められていることを踏まえ、入札・契約手続の簡素化、発注方法の工夫などを通じた早期かつ円滑な執行を図ること。
2. 入札・契約手続の実施に当たっては、「平成25年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（平成25年5月31日）等に基づき、一層の透明性及び競争性の確保等に努めるとともに、事業に早期に着手できるよう、総合評価落札方式における提出資料の簡素化等や指名競争入札方

式の活用、工事の種類・現場条件等を考慮した概算数量発注や詳細設計付工事発注の積極的活用及び総合評価落札方式における技術審査・評価業務の効率化の徹底により、事務の改善及び効率化並びに手続に要する期間の短縮に努めること。

3. 工事の発注に当たっては、ダンピング受注の防止徹底、最新の労務単価の適用等による適正な価格による契約及び地域の実情等に応じた資材等の地域外からの調達に係る適切な支払いを推進すること。特に、2月から適用している最新の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価の適切な運用に努めること。また、工事の円滑な施工を確保するため、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（改正）」（平成26年2月3日付け国土建第274号）等を参考に、建設技術者等の効率的な活用に資する措置を適切に実施し、地域企業の活用に配慮しつつ発注ロットの大型化等による技術者・技能者の効率的活用を図ること。

また、地域建設業経営強化融資制度等に関する債権譲渡承認事務の迅速化、工事検査及び支払事務の迅速化に努めるとともに、下請業者に対する請負代金の金額の設定及びその支払が適正に行われるよう、「建設業法」（昭和24年法律第100号）等の関係規定の遵守を請負業者に徹底すること。

4. 平成25年6月25日に閣議決定された「平成25年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。
5. なお、公共事業以外についても、消費税率引上げに伴う反動減対策という経済対策の趣旨を踏まえ、早期の執行に努めること。

国会公第187号-2
平成26年2月6日

各都道府県知事 へ
各政令指定都市の長 へ

国土交通事務次官

平成25年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

標記について、別添のとおり地方支分部局、関係独立行政法人等に通達したところですので、参考までに送付します。

(都道府県)

なお、貴管内関係市町村等に対しても、周知方お願いします。